

令和 7 年度  
三重県被災事業者事業継続支援補助金  
(2 月補正予算)  
Q & A

三重県

## 目次

### 〈補助金の概要について〉

- Q 1. 申請書類の提出先はどこか? . . . . . 1
- Q 2. 申請期間はいつからいつまでか? . . . . . 1
- Q 3. 申請様式はどこで入手できるか? . . . . . 1
- Q 4. 補助金の概要(目的)は? . . . . . 1
- Q 5. 「復旧」とはどのような状態を指すか? . . . . . 2
- Q 6. 補助対象経費はどのようなものか? . . . . . 2
- Q 7. 補助金の申請には、必ず市町が発行する「被災届出証明書」等が必要になるか? . . . . . 2
- Q 8. 全ての被災状況について写真が必要になるか? . . . . . 2
- Q 9. 申請は事業所単位か、事業者単位か? . . . . . 2
- Q 10. 被災後に公的融資を受けているが、補助金の申請はできるか? . . . 3
- Q 11. 補助金の申請に事業継続力強化計画の策定が必要か? . . . . . 3
- Q 12. 補助金が支払われるまでにどのような手続きが必要になるか?  
概算払いはできるか? . . . . . 3
- Q 13. 施設の修繕に対する補助金の交付申請には必ず図面が必要か? . . . 4
- Q 14. 補助対象期間は?  
補助金採択前に施設の修繕等を行ったが補助対象となるか? . . . . 4
- Q 15. 被災後に廃業しているが、補助対象となるか? . . . . . 4
- Q 16. 被災後に事業譲渡を受けた又は事業譲渡を行ったが、補助対象となるか? . . . . . 4
- Q 17. 被災後に業態を転換したが補助対象となるか? . . . . . 5

### 〈補助対象事業者について〉

- Q 18. 小規模事業者の定義は?  
また、個人事業主は補助対象となるか? . . . . . 6
- Q 19. 中小企業者、小規模事業者の判断はいつの時点で行うのか? . . . . 6
- Q 20. 「常時使用する従業員」はどのように考えればよいか? . . . . . 7
- Q 21. みなし大企業にあたる事業者は申請可能か? . . . . . 7
- Q 22. 補助対象となるための要件として法人形態の定めはあるか? . . . . 8
- Q 23. 四日市市以外に事業所を有する事業者であるが、補助対象となるか?  
. . . . . 8

## 〈補助対象経費について〉

- Q24. 補助対象経費の具体例は何か？ . . . . . 9
- Q25. 補助対象経費の支払いは、いつまでに完了する必要があるか？ . . . 9
- Q26. 代表者や従業員が個人のクレジットカード等で立替払いを行った場合は補助対象となるか？ . . . . . 9
- Q27. 事業用資産に計上していない施設又は設備は補助対象となるか？ . . . 9
- Q28. 国や市町の補助金等との併用は可能か？ . . . . . 9
- Q29. 保険金等の受取の対象となった施設又は設備は補助対象となるか？ . 10
- Q30. まだ金額が確定していない保険金等の取扱いは？ . . . . . 10
- Q31. 清掃費、処分費、据付工事費等の付随費用は補助対象となるか？ . . 10
- Q32. リースや賃貸等自己所有でないものの復旧は補助対象となるか？ . . 10
- Q33. 移転して営業を継続する場合、その移転費用は補助対象となるか？ . 10
- Q34. 自社で施設修繕を行った場合は補助対象となるか？ . . . . . 11
- Q35. 施設の修繕や設備の修理を自社で行うにあたり購入した備品や消耗品は補助対象となるか？ . . . . . 11
- Q36. 設備の復旧について、自社製品により復旧を行った場合、当該自社製品の代金は補助対象となるか？ . . . . . 11
- Q37. 個人（フリーマーケットやオークション等）から購入したものは補助対象となるか？ . . . . . 11
- Q38. 親会社が子会社の復旧作業を請け負った場合（又はその逆の場合）、復旧費用は補助対象となるか？ . . . . . 11
- Q39. 海外から輸入する設備は補助対象となるか？ . . . . . 11
- Q40. 施設修繕費等を分割払いとしている場合は補助対象となるか？ . . . 11
- Q41. 消耗品等は補助対象となるか？ . . . . . 12
- Q42. 器具や工具は補助対象となるか？ . . . . . 12
- Q43. 被災した在庫品は補助対象となるか？ . . . . . 12
- Q44. 機会損失等による間接損害は補助対象となるか？ . . . . . 12
- Q45. 消費税は補助対象となるか？ . . . . . 12
- Q46. 振込手数料は補助対象となるか？ . . . . . 12
- Q47. 店舗兼住宅等の場合、補助対象の範囲の考え方は？ . . . . . 13
- Q48. 相続が発生している施設の取扱いはどうなるか？ . . . . . 13
- Q49. 車両の修理又は入替（購入）は補助対象となるか？ . . . . . 13
- Q50. Q49 の回答中「車両が客観的に事業用にのみ使用されていることが明白なもの」とはどのようなことか？ . . . . . 14
- Q51. 車両は修理費用のみが補助対象となるか？  
入替（購入）費用は補助対象となるか？ . . . . . 14

- Q52. 車両入替（購入）にあたる補助対象経費の算出方法は？ . . . . . 14
- Q53. 車両入替（購入）の場合、購入できる車種等は限定されるのか？ . . 15
- Q54. 「修理不能であること」とはどのような状態を指すのか？ . . . . . 15
- Q55. 車両が被災したため中古車へ入替（購入）した場合、補助対象となる  
か？ . . . . . 16
- Q56. 車両のオーディオ、ナビ等の装備品は補助対象となるか？ . . . . . 16
- Q57. 「くすの木パーキング」に駐車していた車両に係る修理又は入替（購入）  
費用は補助対象となるか？ . . . . . 16
- Q58. 施設の建替又は建築は補助対象となるか？ . . . . . 16
- Q59. 設備の入替（購入）は補助対象となるか？ . . . . . 16
- Q60. 設備について、技術の進化やメーカーの違いにより、被災前よりも一部  
の機能・性能が上がってしまうような場合、補助対象となるか？ . . . 17
- Q61. 駐車場は補助対象となるか？ . . . . . 17
- Q62. 個人事業主の減価償却資産について、家事按分としている被災施設又は  
設備は補助対象となるか？ . . . . . 17

## 〈補助金の概要について〉

Q 1. 申請書類の提出先はどこか？

(回答)

申請書類の提出先は「三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課」となります。

提出方法は、郵送によりご提出ください。

【提出先】

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

三重県被災事業者事業継続支援補助金 係 宛て

TEL : 059-224-2534

Q 2. 申請期間はいつからいつまでか？

(回答)

令和8年4月1日(水)から令和8年5月29日(金)(当日消印有効)です。

Q 3. 申請様式はどこで入手できるか？

(回答)

三重県のHPに掲載しています。

■HPリンク：<https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/m0143000309.htm>

■検索ワード：「三重県被災事業者事業継続支援補助金」

Q 4. 補助金の概要(目的)は？

(回答)

令和7年9月12日からの大雨(以下、「大雨」)により被災した小規模事業者の事業継続に向け、災害のため損壊又は滅失若しくは継続して使用することが困難になった事業用の施設又は設備の復旧に対し、必要な経費の一部を補助するものです。

Q 5. 「復旧」とはどのような状態を指すか？

(回答)

被害を受けた施設又は設備の機能が、被害を受ける直前と同程度の状態まで回復することを指します。

Q 6. 補助対象経費はどのようなものか？

(回答)

施設は修繕費用が、設備は修理又は入替（購入）費用がそれぞれ補助対象経費となります。

なお、これら以外の費用は補助対象外となります。

Q 7. 補助金の申請には、必ず市町が発行する「被災届出証明書」等が必要になるか？

(回答)

今回の申請は、大雨による被害を受けた施設又は設備の復旧に要する経費への支援であり、各市町が発行する「被災届出証明書」「罹災証明書」等により、被災状況を確認しますので、必ず提出が必要となります。

Q 8. 全ての被災状況について写真が必要になるか？

(回答)

原則として、補助金申請を行う施設又は設備について個別の被災状況が分かる写真が必要となります。

なお、既に復旧済みである等、被災状況が分かる写真が提出できない場合は、補助対象となる施設又は設備が被災前から事業用資産として活用されていたことが客観的かつ明白に証明することができる資料（例えば各市町の発行する固定資産課税台帳の写しやその施設又は設備の点検記録簿等）及び現状の写真に被災状況を補足した資料を提出してください。その資料に基づき、補助対象となり得るか否か判断します。

Q 9. 申請は事業所単位か、事業者単位か？

(回答)

申請は事業者単位で行う必要があります（1事業者につき、上限200万円）。

同一の事業者が、対象となる複数の事業所の復旧費用を申請することは可能ですが、全てを合算して申請する必要があります。

例えば、県内に3店舗の事業所（店舗）を有している場合、全ての事業所の被害を合算して申請する必要があります（事業所毎に申請はできません）。

Q10. 被災後に公的融資を受けているが、補助金の申請はできるか？

(回答)

申請できます。

Q11. 補助金の申請に事業継続力強化計画の策定が必要か？

(回答)

事業継続力強化計画を策定のうえ、国の認定を受ける必要があります。

なお、発災日(令和7年9月12日)以降に計画の有効期間が終了した場合は、策定済みとみなします。

計画を策定していない場合は、実績報告提出期限(令和8年9月30日(水))までに計画を策定のうえ、国の認定を受けることを補助金申請時に誓約することで、補助金の申請が可能となります。

ただし、令和8年9月30日(水)までに必ず計画の認定を受ける必要があります(計画の認定が受けられなかった場合、補助金を交付することができません)。なお、計画申請から認定までの標準処理期間は約45日ですので、余裕を持った申請をお願いいたします。

Q12. 補助金が支払われるまでにどのような手続きが必要になるか？  
概算払いはできるか？

(回答)

補助金の支払いまでの一般的な手続きは、次のとおりです(遡及適用する場合はこの限りではありません)。

- |                      |           |
|----------------------|-----------|
| (1) 交付申請             | [補助事業者→県] |
| (2) 交付決定通知           | [県→補助事業者] |
| (3) 復旧事業の着手          | [補助事業者]   |
| (4) 復旧事業及び支払いの完了     | [補助事業者]   |
| (5) 実績報告書類の提出        | [補助事業者→県] |
| (6) 書類確認(必要に応じて現地確認) | [県]       |
| (7) 額の確定通知           | [県→補助事業者] |
| (8) 請求               | [補助事業者→県] |
| (9) 支払い              | [県→補助事業者] |

なお、補助金は精算払いとなりますので、概算払いはできません。

Q13. 施設の修繕に対する補助金の交付申請には必ず図面が必要か？

(回答)

施設を修繕する場合は、被災箇所及び修繕箇所を明示した各階（全てのフロア）の平面図が必要です。外壁を修繕する場合には、被災箇所及び修繕箇所を明示した立面図も必要です。

修繕箇所の明示にあたっては、見積書と突合できるように、可能な限り図面上に補足（見積書の該当箇所）等を明記してください。

Q14. 補助対象期間は？

補助金採択前に施設の修繕等を行ったが補助対象となるか？

(回答)

補助対象期間は発災日（令和7年9月12日（金））から令和8年9月11日（金）までとなります。

なお、災害発生日（令和7年9月12日（金））から補助金の交付決定前までに行った復旧にかかる経費についても、写真等により被災状況の確認が可能である場合等に限り、補助対象となります（遡及適用が可能です）。

Q15. 被災後に廃業しているが、補助対象となるか？

(回答)

補助対象外となります。

なお、補助金の目的が被災事業者の事業継続支援であるため、今後、廃業を予定している場合も補助対象外となります。

Q16. 被災後に事業譲渡を受けた又は事業譲渡を行ったが、補助対象となるか？

(回答)

補助対象外となります。

なお今後、事業譲渡を受ける又は行う場合も補助対象外となります。

Q17. 被災後に業態を転換したが補助対象となるか？

(回答)

補助対象となります。

例えば、一般的な食堂（在庫性・代替性のない価値を提供する業）が、店舗の客席部分が損壊したため、現在は、損壊を免れた厨房で弁当を製造してスーパー等で販売（在庫性のある商品を製造する業）している場合は補助対象となります。

## 〈補助対象事業者について〉

Q18. 小規模事業者の定義は？  
また、個人事業主は補助対象となるか？

(回答)

本補助金における、小規模事業者の定義は、「中小企業基本法」及び「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」における、小規模事業者（個人事業主含む）となり、具体的には次のとおりです。なお、個人事業主も補助対象となります。

〈中小企業者の範囲〉（中小企業基本法の定義）

業種分類	法律の定義
製造業 その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

〈小規模事業者の範囲〉

（中小企業基本法及び商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律）  
上記の中小企業者のうち、以下に該当する者を小規模事業者とします。

業種分類	法律の定義
商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20人以下
製造業・その他	20人以下

Q19. 中小企業者、小規模事業者の判断はいつの時点で行うのか？

(回答)

申請時点の業種、資本金等及び常時使用する従業員数で判断します。

Q20. 「常時使用する従業員」はどのように考えればよいか？

(回答)

被災した事業所等だけでなく、事業者全体の従業員で判断します。

よって、申請時点におけるパート・アルバイト等を含む、常時雇用する従業員となります。

ただし、次の者は「常時雇用する従業員」に該当しません。

- ・ 会社役員（従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含まれます）
- ・ 個人事業主本人及び同居の親族従業員
- ・ 育児休業中、介護休業中、傷病休業中又は退職中の社員
- ・ 次のいずれかの条件に該当するもの
  - 日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて雇用される者、又は季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者（ただし、所定の期間を超えて引き続き雇用されている者は「常時使用する従業員」に含まれます）
  - 所定労働時間が同一の事業所に雇用される「通常の従業員」の所定労働時間に比べて短い者

Q21. みなし大企業にあたる事業者は申請可能か？

(回答)

申請できません。

なお、みなし大企業の判断基準は次のとおりです。

- ・ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業又は公的機関が所有している者
- ・ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業又は公的機関が所有している者
- ・ 大企業又は公的機関の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている者

Q22. 補助対象となるための要件として法人形態の定めはあるか？

(回答)

補助対象となる法人形態については、次のとおりです。

補助対象となる者	補助対象とならない者
<ul style="list-style-type: none"> <li>○会社及び会社に準ずる営利法人（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合、士業法人（弁護士・税理士等））</li> <li>○個人事業主（商工業者であること）</li> <li>○一定の要件を満たした特定非営利活動法人（※1）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医師、歯科医師、助産師</li> <li>○系統出荷による収入のみである個人農業者（個人の林業・水産業についても同様）（※2）</li> <li>○協同組合等の組合（企業組合・協業組合を除く）</li> <li>○一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人</li> <li>○医療法人、宗教法人、学校法人、農事組合法人、社会福祉法人</li> <li>○大雨の発生時点において事業を行っていない創業予定者</li> <li>○任意団体</li> </ul>

※1 特定非営利活動法人は、以下の要件を満たす場合に限り、補助対象となります。なお、同要件を満たす特定非営利活動法人の「常時使用する従業員の数」の適用業種は「その他」となります。

- ・ 法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条に規定される34事業）を行っていること。なお、収益事業を行っていても、免税されていて確定申告書の提出が出来ない場合は補助対象外となります。
- ・ 認定特定非営利活動法人でないこと。

※2 個人農業者（林業・水産業者も同様）であっても、農作物の加工や農作物を用いた料理の提供等を行う事業については、その加工や料理の提供等に必要な経費は、補助対象となります（農作物の生産自体に必要な経費は、補助対象外となります）。

Q23. 四日市市以外に事業所を有する事業者であるが、補助対象となるか？

(回答)

三重県内に主たる事業所を有する小規模事業者であれば、補助対象となります。

## 〈補助対象経費について〉

Q24. 補助対象経費の具体例は何か？

(回答)

例えば施設は、事業所、倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、原材料置場等の修繕費用が補助対象となります。また設備は、機械設備や車両等の修理又は入替（購入）費用が補助対象となります。

ただし、いずれも事業者の資産に計上されている必要があります。

Q25. 補助対象経費の支払いは、いつまでに完了する必要があるか？

(回答)

補助対象期間内（令和7年9月12日（金）から令和8年9月11日（金）まで）に事業（修繕や納品等）が完了し、支払が完了したものが対象となります。

なお、クレジットカード払いの場合、補助対象期間内に口座からの支出（引き落とし）が完了している必要がありますので、ご注意ください。

Q26. 代表者や従業員が個人のクレジットカード等で立替払いを行った場合は補助対象となるか？

(回答)

補助対象となります。

ただし、帳簿等で立替払いが行われたことを確認できない場合は、補助対象外となります。

Q27. 事業用資産に計上していない施設又は設備は補助対象となるか？

(回答)

各市町で発行される固定資産課税台帳又は固定資産台帳（任意）等により事業用の施設、設備と特定できない（事業用資産に計上していない）ものについては、補助対象外となります。

Q28. 国や市町の補助金等との併用は可能か？

(回答)

補助金で復旧する施設又は設備について、他の公的補助制度との併用はできません。

Q29. 保険金等の受取の対象となった施設又は設備は補助対象となるか？

(回答)

補助対象となります。

ただし、復旧を行う施設又は設備について受領する保険・共済金（給付金その他これに類する災害を事由として支払われるものを含む。以下、同じ）がある場合、施設又は設備の復旧に要する経費から当該保険・共済金等の額を控除した額が補助対象となります。

Q30. まだ金額が確定していない保険金等の取扱いは？

(回答)

交付申請時に金額が確定していない場合、実績報告時に控除してください。

なお、保険金等を受領しているにも関わらず、虚偽申請を行い、補助金を不正に受給していることが発覚した場合、交付決定を取り消し、交付した補助金を返還していただいたうえで加算金を徴収する等、必要な措置を講じます。

Q31. 清掃費、処分費、据付工事費等の付随費用は補助対象となるか？

(回答)

付随費用のみについて補助金を申請することはできません。

ただし、施設の修繕や設備の修理又は入替（購入）と一体で行う作業の付随費用（清掃費、処分費、据付工事費等）は補助対象となります。

Q32. リースや賃貸等自己所有でないものの復旧は補助対象となるか？

(回答)

原則、補助対象外となります。

ただし、補助対象者が事業用に借用した施設又は設備について、その修繕義務が借主にある場合は、補助対象となります。

なおこの場合、借主に修繕義務があることを示す契約書等の写しを提出してください。

Q33. 移転して営業を継続する場合、その移転費用は補助対象となるか？

(回答)

移転に係る費用（移転料等）は補助対象外となります。

ただし、移転前の事業所にて被災した設備を修理等して、移転先の事業所で活用する場合、当該修理費用等は補助対象となります。

Q34. 自社で施設修繕を行った場合は補助対象となるか？

(回答)

修繕を担当した自社の従業員に対する対価（給料等）は補助対象外となります。ただし、施設修繕に要した資材費については補助対象となります。

Q35. 施設の修繕や設備の修理を自社で行うにあたり購入した備品や消耗品は補助対象となるか？

(回答)

補助対象外となります。

Q36. 設備の復旧について、自社製品により復旧を行った場合、当該自社製品の代金は補助対象となるか？

(回答)

補助対象外となります。

Q37. 個人（フリーマーケットやオークション等）から購入したものは補助対象となるか？

(回答)

補助対象外となります。

Q38. 親会社の子会社の復旧作業を請け負った場合（又はその逆の場合）、復旧費用は補助対象となるか？

(回答)

補助対象外となります。

Q39. 海外から輸入する設備は補助対象となるか？

(回答)

補助対象となります。

ただし、外国語で記載された設備概要等の書面については、日本語訳を添付してください。

Q40. 施設修繕費等を分割払いとしている場合は補助対象となるか？

(回答)

補助対象期間内（令和7年9月12日（金）から令和8年9月11日（金）まで）に全ての支払いが完了している場合に、補助対象となります。

一部の完済金のみを補助対象とすることはできませんので、ご注意ください。

Q41. 消耗品等は補助対象となるか？

(回答)

補助対象外となります。

その他、汎用性があり事業目的外の使用となり得るもの（家庭用複合機、パソコン、タブレット端末、スマートフォン、テレビ等）についても補助対象外となります。

Q42. 器具や工具は補助対象となるか？

(回答)

器具や工具は、資産計上（各市町で発行される固定資産課税台帳又は固定資産台帳（任意）等により確認します。）されており、事業用のみに使用していたものであれば、補助対象となります。

Q43. 被災した在庫品は補助対象となるか？

(回答)

被災した商品、在庫品、仕掛品や原材料等は補助対象外となります。

Q44. 機会損失等による間接損害は補助対象となるか？

(回答)

補助対象外となります。

例えば、大雨災害に起因する客足の低下による売り上げ減少等については補助対象外となります。

Q45. 消費税は補助対象となるか？

(回答)

消費税は補助対象外となります。

なお、補助金申請にあたっては、施設の修繕費用や設備の修理又は入替（購入）費用から消費税分を控除したうえで、申請を行ってください。

Q46. 振込手数料は補助対象となるか？

(回答)

補助対象外となります。

Q47. 店舗兼住宅等の場合、補助対象の範囲の考え方は？

(回答)

復旧の対象となる施設が、店舗兼住宅等事業用以外の用途にも使用されている場合は、その事業用部分のみ（面積按分）が補助対象となります。補助対象部分は、利用状況や図面等により判断しますので、根拠となる図面等をご提出ください。

Q48. 相続が発生している施設の取扱いはどうなるか？

(回答)

相続が発生している施設について、相続人が確定していても、その相続登記がなされていない場合は、所有者が特定できない状態であるため、補助金の交付ができません。相続登記した後に、補助金申請の手続きを行ってください。

Q49. 車両の修理又は入替（購入）は補助対象となるか？

(回答)

(1) 普通乗用車

汎用性が高いことから、原則、補助対象外となります。

ただし例外として、事業者が同一の車種で複数台の車両を所有し、いずれも自社の営業活動等に使用していることが運転記録簿等の写しから明白に確認できる場合等は補助対象となります。

なお、自社役員の送迎車等は補助対象外となります。

(2) 商業用車両

貨物自動車（バンやトラック）等の事業に供される車両や一般貨物自動車運送事業の許可を得た、いわゆる緑ナンバーの車両、軽貨物自動車運送事業の許可を得た、いわゆる黒ナンバーの車両は補助対象となります。

ただし、上記(1)(2)のいずれの場合においても、補助対象となるには、以下の要件すべてを満たす必要があります。

- ・被災車両の所有者が申請者本人であること
- ・被災車両が資産計上されているとともに客観的に事業用にのみ使用されていることが明白であること
- ・業種から見て当該事業者の事業の再開に必要不可欠であると認められるものであること

Q50. Q49 の回答中「(被災車両が) 客観的に事業用にのみ使用されていることが明白である」とはどのようなことか？

(回答)

事業用として資産計上されている車両であり、次のいずれかの資料により用途が確認できることを要件とします。なお、車両が業務以外の用途で使用されていたことが確認された場合は、補助対象外となります。

- (1) 車体に会社名や屋号等が明示されていることを確認できる外観写真
- (2) 業務内容が確認できる運行日誌や業務日報等の写し
- (3) 使用目的欄が「事業使用」となっている被災車両に係る任意保険の証券の写し

Q51. 車両は修理費用のみが補助対象となるか？  
入替（購入）費用は補助対象となるか？

(回答)

修理又は入替（購入）に要する費用は補助対象となります。

ただし、すべての車両が補助対象となるわけではありませんので、Q49 をご参照ください。

なお、被災車両は修理が原則になりますが、新しい車両の入替（購入）にあたっては、車両の修理可否によって、補助対象経費の考え方が異なりますので、詳しくはQ52 をご参照ください。

Q52. 車両入替（購入）にあたる補助対象経費の算出方法は？

(回答)

修理可能か否かで考え方が異なります。

被災車両が「修理不能であること」（修理不能申告書（様式第1号 別紙5）で確認）が確認できる場合に限り、新しい車両の入替（購入）費用が補助対象となります。

また、被災車両について「修理不能であること」が確認できない場合は、被災車両の修理費用を上限として補助対象とします。この場合、被災車両の修理費用の見積書と、実際に入替（購入）する車両の購入見積書をご提出ください。

なお、入替（購入）する車両についての注意事項としてQ53 をご参照ください。

Q53. 車両入替（購入）の場合、購入できる車種等は限定されるのか？

（回答）

新しく入替（購入）する車両は、被災した車両と同等以下の機能を有する車両が原則となります。

なお、被災した車両と同等以下の機能を有する車両は、排気量のみではなく、積載量、運搬可能量等、車の性質（乗用、貨物、特殊等）に応じて総合的に判断させていただきます。

ただし、例外的に被災した車両と同等以上の機能を有する車両を入替（購入）することも可能ですが、その場合の補助対象経費の考え方は次のとおりです。

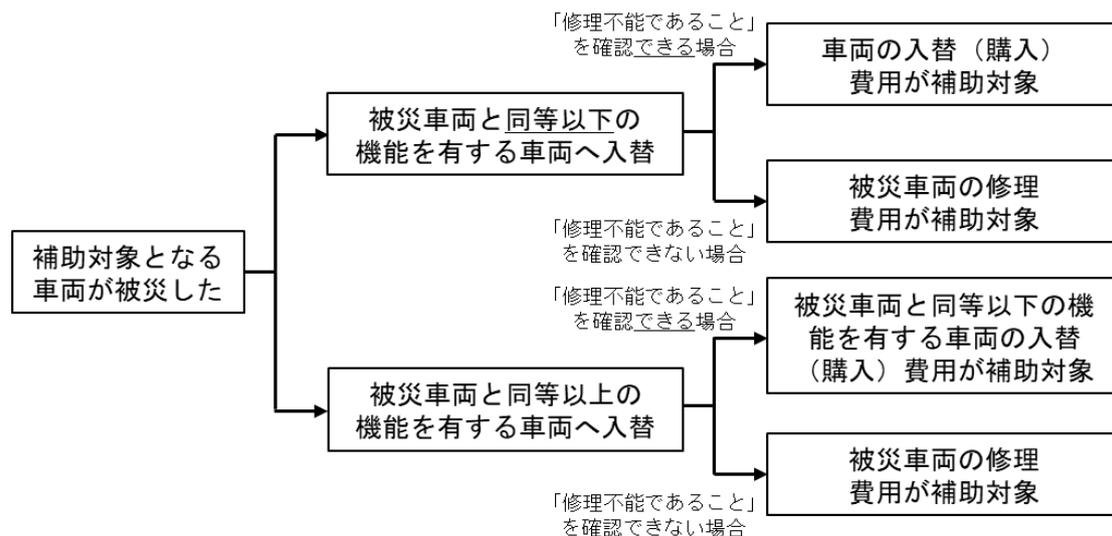
(1) 被災車両が「修理不能であること」を確認できる場合

被災車両と同等以下の機能を有する車両の購入費用

(2) 被災車両が「修理不能であること」を確認できない場合

被災車両の修理費用

【車両入替（購入）における補助対象経費の考え方 フロー図】



Q54. 「修理不能であること」とはどのような状態を指すのか？

（回答）

具体的な修理不能の理由が以下のいずれかの場合、修理不能な状態であると判断します。なお、「修理不能であること」を修理不能申告書（様式第1号別紙5号）で確認しますので、申請書と併せてご提出ください。

- (1) 被害が大きく修理不能
- (2) 修理用部品の調達が困難
- (3) 修理にかなりの期間を要する
- (4) 修理代金が著しく高い

Q55. 車両が被災したため中古車へ入替（購入）した場合、補助対象となるか？

（回答）

中古車購入の場合は、金額に関わらず、型式及び年式が記載された中古車小売業者等2者以上（個人からの購入やインターネットオークションによる購入は不可）からの見積書を取得し、より安価な中古小売業者等から購入している場合  
に限り、補助対象となります。

見積書を1者からのみ入手している場合は補助対象外となります。

Q56. 車両のオーディオ、ナビ等の装備品は補助対象となるか？

（回答）

被災車両に装備されており、業務で使用されていたものについては、補助対象  
となります。

ただし、書面や写真等で被災車両に装備されていたことが確認できる場合に  
限ります。

Q57. 「くすの木パーキング」に駐車していた車両に係る修理又は入替（購入）  
費用は補助対象となるか？

（回答）

補助対象外となります。

「くすの木パーキング」にて被災した車両については、国の補償制度の活用を  
ご検討ください（Q28を参照）。

Q58. 施設の建替又は建築は補助対象となるか？

（回答）

補助対象外となります。

施設は修繕のみが補助対象となります。

Q59. 設備の入替（購入）は補助対象となるか？

（回答）

設備は修理が原則ですが、被災設備が「修理不能であること」（修理不能申告  
書（様式第1号 別紙5）で確認）が確認できた場合に限り、設備入替（購入）  
費用も補助対象となります。

なお、被災設備について「修理不能であること」が確認できない場合、被災設  
備の修理費用を上限として補助対象となります。この場合、被災設備の修理費用  
の見積書と、実際に入替（購入）する設備の購入見積書をご提出ください。

Q60. 設備について、技術の進化やメーカーの違いにより、被災前よりも一部の機能・性能が上がってしまうような場合、補助対象となるか？

(回答)

被災設備が古く、現在、同等以下の機能を有する設備が販売されていない場合は、業務上必要な最低限の機能を有する設備の購入費用が補助対象となります。

Q61. 駐車場は補助対象となるか？

(回答)

駐車場は、事業用資産として計上している場合に補助対象となります。

ただし、従業員駐車場等は福利厚生施設に該当するため補助対象外となります。

また、月極駐車場や時間貸しの駐車場についても賃貸物件となるため、補助対象外となります。

Q62. 個人事業主の減価償却資産について、家事按分としている被災施設又は設備は補助対象となるか？

(回答)

(1) 施設

事業用に供される部分のみ補助対象となります。

詳細はQ47を参照ください。

(2) 設備

事業用のみに使用されていることが要件となるため、補助対象外となります。

詳細はQ42、Q49を参照ください。